

住居確保給付金申請に係る確認書

1 誓約事項

- (1) 受給中、次に掲げる就職活動要件を満たすこと又は自立相談支援機関（台東区福祉部保護課）の作成するプランに基づく就労支援を受けること。
 - ア 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
 - イ 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。
 - ウ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。
- (2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- (3) 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。
- (4) 東京都台東区暴力団排除条例（平成23年12月台東区条例第29号）第8条の規定に基づき、この給付金の支給により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるときは、支給決定をされず、支給決定を取り消されても異議のないこと。

2 同意事項

- (1) 次のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - ア 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - イ 住居確保給付金受給者が常用就職後、その就労による給与収入が収入基準を超える場合
 - ウ 受給者が常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合
 - エ 支給決定後、住宅から退去した場合（借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く。）
 - オ 申請内容に偽りがあった場合
 - カ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - キ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ク 受給者が生活保護を受給した場合
 - ケ 上記のほか、受給者の死亡等により、支給することができない場合
 - コ その他台東区長が支給することを不相当と認める場合
- (2) 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、自立相談支援期間が申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること。
- (3) 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。
- (4) 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、自立相談支援機関が官公署から情報を求めること又は情報を提供すること。

(裏面)

年 月 日

東京都台東区長 殿

表記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名 _____

1 添付書類

(1) 本人確認書

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、健康保険被保険者証、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、その他区長が適当と認める本人確認書類のいずれかの写し

(2) 離職関係書類

申請者が、申請日を起点に2年以内に離職等をしたことが確認できる書類の写し

(3) 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

(4) 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、金融機関の通帳等の写しであって、申請日における預貯金合計額が確認できるもの

2 追加提出書類

(1) 求職申込関係書類

公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し、求職申込みをしていること及び雇用施策等の利用状況を証明する書類

(2) 入居（予定）住宅関係書類

ア 住居喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（第3号様式）

イ 住居喪失のおそれのある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（第4号様式）